

# 令和6年度第1回総合教育会議

令和6年10月9日（水）  
午後1時15分から2時45分まで  
県庁別館8階第1会議室A、B、C、D

## 次 第

### 1 開会

- (1) 知事挨拶
- (2) 教育長挨拶

### 2 議事

- (1) 総合教育会議の今後の進め方
- (2) 次期「教育に関する大綱」の基本的な考え方

### 3 閉会

#### <配布資料>

- 資料1-1 総合教育会議の今後の進め方
- 資料1-2 不登校の状況
- 資料2-1 「教育に関する大綱」及び「教育振興基本計画」の位置付け
- 資料2-2 次期「教育に関する大綱」の基本的な考え方
- 資料2-3 国の新たな教育振興基本計画【概要版】（令和5年度～9年度）
- 参考資料 現行の「教育に関する大綱」の概要

## 令和6年度第1回総合教育会議 出席者名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	備 考
知 事	鈴 木 康 友	対面
教 育 長	池 上 重 弘	対面
教育委員	藤 井 明	対面
	伊 東 幸 宏	オンライン
	小野澤 宏 時	オンライン
	後 藤 康 雄	欠席
	天 城 真 美	対面

## 総合教育会議の今後の進め方

### 1 基本的な考え方

社会が急速に変化する中、多様化する教育課題に迅速かつ的確に対応するため、協議手法を簡潔な形に改め、教育現場が抱える課題をより具体的かつ集中的に協議する。

### 2 対応方針

#### (1) 協議手法の見直し

- ・従前の「地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会」、「才徳兼備の人づくり小委員会」等の固定した有識者会議は開催しない
- ・必要に応じて協議テーマ別に有識者を総合教育会議に招聘し、意見聴取
- ・会議は年2～3回とし、各1時間半以内で開催（従前は年4回・各2時間）

#### (2) 協議事項の見直し

- ・迅速な課題解決につなげるため、教育現場が抱える具体的な課題をテーマに協議

### 3 本年度の協議事項

#### (1) 次期「教育に関する大綱」の策定

- ・社会変化や新たな課題に対応するため、新たな総合計画の策定合わせて、本年度、次期「教育に関する大綱」を策定することとし、総合教育会議において協議（法定）

#### (2) 次期「教育振興基本計画」の基本的考え方、骨子

- ・次期大綱の基本理念や取組方針を踏まえ、今後4年間に取り組むべき重点的な教育施策を次期「教育振興基本計画」（令和7年度策定）の骨格として定めるため、計画のベースとなる基本的考え方や骨子案について協議

#### (3) 教育課題

- ・教育現場における優先課題について協議

＜令和6年度協議事項（案）＞

- ・不登校対策

（要因・背景、学校における取組、関係機関との連携、地域の役割、人権教育 等）

### 4 本年度のスケジュール（案）

回数	時期	協議内容
第1回	10月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合教育会議の進め方</li> <li>・次期「教育に関する大綱」の基本的な考え方</li> </ul>
第2回	1月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期大綱素案</li> <li>・教育課題：不登校対策</li> </ul>
第3回	3月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期大綱案</li> <li>・現行計画の評価</li> <li>・次期計画の基本的考え方及び骨子案</li> <li>・令和7年度協議事項</li> </ul>

## 不登校の状況（令和 4 年度調査）

（義務教育課、高校教育課）

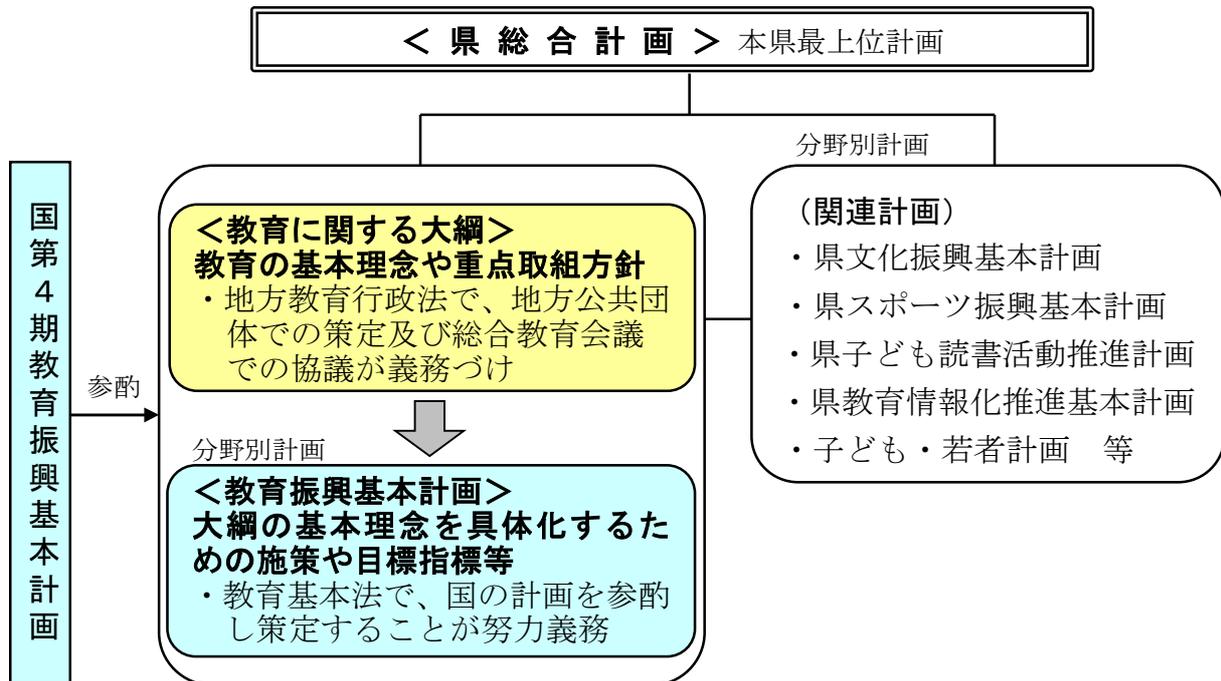
## 1 小中学校の状況（年間 30 日以上の欠席者）

理由 年度	小学校				中学校			
	不登校児童数(人)	前年比(人)	不登校率 (対児童総数%)	前年比(%)	不登校生徒数(人)	前年比(人)	不登校率 (対生徒総数%)	前年比(%)
令和 2 年度	2,056	75	1.11	0.06	4,321	21	4.70	0.02
令和 3 年度	2,642	586	1.46	0.35	5,388	1,067	5.86	1.16
令和 4 年度	3,321	679	1.84	0.38	6,126	738	6.30	0.44

## 2 高等学校の状況（年間 30 日以上の欠席者）

理由 年度	全日制				定時制			
	不登校生徒数(人)	前年比(人)	不登校率 (対生徒総数%)	前年比(%)	不登校生徒数(人)	前年比(人)	不登校率 (対生徒総数%)	前年比(%)
令和 2 年度	421	▲48	0.70	▲0.07	622	191	21.5	6.6
令和 3 年度	516	95	0.90	0.20	568	▲ 54	21.6	0.1
令和 4 年度	549	33	1.00	0.10	587	19	23.7	2.1

## 「教育に関する大綱」及び「教育振興基本計画」の位置付け



## ＜根拠法令＞

## 教育基本法第17条

第1項 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

第2項 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3

第1項 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

## ＜大綱の期間＞

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
後期アクションプラン (2022～2025年度)		前倒し策定	次期総合計画 (2025～2028年度)			
ふじのくに「有徳の人」づくり大綱 (2022～2025年度)		前倒し策定	次期教育に関する大綱 (2025～2028年度)			
静岡県教育振興基本計画 (2022～2025年度)		前倒し策定	次期静岡県教育振興基本計画 (2025～2028年度)			
国第4期教育振興基本計画 (2023～2027年度)						

## 次期「教育に関する大綱」の基本的な考え方

## 1 要旨

次期「教育に関する大綱」(以下「次期大綱」という。)は、次期総合計画と整合を図りつつ、県民や教育関係者に、本県教育の基本理念や取組方針がより分かりやすく伝わる内容とする。

## 2 次期大綱の基本的考え方

## (1) 構成(「基本理念」・「取組方針(教育施策の柱)」)

次期大綱構成	
基本理念	県教育の目標を分かりやすく示すキャッチフレーズ
取組方針 (教育施策の柱)	「基本理念」を実現するため、今後取り組むべき教育施策の大きな方向性を「取組方針」として整理

## (2) 基本理念

国教育振興基本計画 ＜総括的な基本方針＞	本県	
	基本理念(案)	考え方
2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 ----- 日本社会に根差したウェルビーイングの向上	新たな社会を創造する人材の育成と社会を生き抜く力を育む教育の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県の持続的発展に向け、予測困難な時代において、本県の未来を切り拓く多様な人材を育成</li> <li>誰一人取り残さない教育を推進し、社会を生き抜く力を育むことで、全ての人々が自らの夢を実現でき、幸せを実感できる「幸福度日本一の静岡県」を目指す</li> </ul>

## (3) 取組方針(教育施策の柱)

国教育振興基本計画 ＜基本的な方針＞	本県	
	取組方針(案)	考え方
グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成	新たな社会を創造する力を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら課題を的確に捉え、解決につなげる能力とともに、時代の先を読み、新しいことに貪欲に挑戦する気概を持った人材を育成</li> </ul>
誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進	多様性を尊重する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の実情や教育ニーズに沿った多面的・総合的な支援を実施</li> <li>全ての人の可能性を引き出し、個に応じて誰もが活躍でき、自らの力で生き抜くことのできる社会を目指す</li> </ul>
地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進	地域ぐるみで取り組む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、家庭、地域の連携により、魅力ある学校づくりを進めるとともに、郷土愛を持って地域社会を担う人材の育成を後押し</li> </ul>

教育DXの推進 ----- 計画の実効性確保のための基盤整備・対話	学びを支える基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育DXを推進し、教員の確保・育成や働き方改革、学びの高度化につなげ、学びを支える基盤を充実</li> <li>学校施設等の安全安心を確保</li> </ul>
---	-------------	---

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

現行の「教育に関する大綱」の概要

1 現大綱の概要

項目	内容
基本理念	<p>「有徳の人」の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～</p> <p>&lt;「有徳の人」とは&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 知性・感性・身体能力など、自らの個性に応じて「才」を磨き、自立を目指す人</li> <li>2 多様な生き方と価値観を認め、自他を大切にしながら「徳」を積む人</li> <li>3 「才」を生かし「徳」を積み、社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人</li> </ol>
「有徳の人」づくり宣言	<p>一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。</p> <p>一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。</p> <p>一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現し、「才徳兼備」の人づくりを進めます。</p>
重点取組方針	<p>重点取組1 「知性」・「感性」を磨く学びの充実</p> <p>重点取組2 「技芸を磨く実学」の奨励</p> <p>重点取組3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進</p> <p>重点取組4 多様性を尊重する教育の実現</p> <p>重点取組5 グローバル・グローバル人材の育成</p> <p>重点取組6 高等教育の充実</p> <p>重点取組7 生涯を通じた学びの機会の充実</p> <p>重点取組8 社会とともにある開かれた教育行政の推進</p> <p>重点取組9 地域ぐるみの教育の推進</p>

2 これまでの経緯

年度	大綱、計画名	基本理念
H14～17	静岡県教育計画「人づくり」2010プラン（当初計画）	未来をひらく「意味ある人」づくり
H18～22	静岡県教育計画「人づくり」2010プラン（後期計画）	未来をひらく「意味ある人」づくり
H23～25	静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン	「有徳の人」の育成
H26～29	静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画	「有徳の人」の育成
H27. 4	<法律改正：地方公共団体の大綱策定を義務付け>	
H28～29	ふじのくに「有徳の人」づくり大綱 －社会総がかりの教育の実現に向けて－	「有徳の人」の育成
H30～R3	ふじのくに「有徳の人」づくり大綱 －教育における地方創生の実現に向けて－	「有徳の人」の育成
R4～7	ふじのくに「有徳の人」づくり大綱 －誰一人取り残さない教育の実現に向けて－	「有徳の人」の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～